

第4回政務活動費検討委員会委員会記録【要旨版】

日 時：平成29年5月26日（金）

午前10時02分から午前11時31分

場 所：議会第2委員会室

回	検討項目	確認事項等
4	（１）政務活動費の運用 における課題について	1 按分の考え方について （自動車燃料費、通信費の按分率を拡大する等の見直しについて、及びリース物品等の経費に関する按分の考え方を整理する必要があるとの課題） 課題として挙げた内容について、提案会派及び事務局より説明。 これに対し、以下のとおり委員から意見が出された。 ・自動車燃料費について、郡山市は面積が広大であり、移動には自動車が必須であることや、活動範囲が広い議員は自動車燃料費における政務活動の割合が高くなることを踏まえ、1/4の按分率では足りないことが考えられるため、按分率を上げてよい。 ・ファクスの通信費について、私用では使用していない議員もいるため、按分率を上げてよい。 ・固定電話料について、電話回線を議員活動とプライベートを分けている議員もいるため、按分率を上げてよい。 ・これまで、上限額を超えた議員はいないため、現行の1/4でよい。 ・議員それぞれの状況の違いはあるが、政務活動費は市民が納得いくような使われ方が求められており、十分な精査が必要。 ・人件費については、現行のままでよい。 ・リース物品等については、財産形成をしないため、按分はしなくてよい。 なお、「按分の考え方」については、さらに議論が必要なため、会派に持ち帰り、次回検討委員会において引き続き協議することとなった。 2 現金以外の取扱いについて （現金以外（電子マネー、プリペイドカード等）の支払いに関する取扱いについて整理する必要があるとの課題） 課題として上げられた内容について、事務局より説明。 これに対し、以下のとおり委員から意見が出された。 ・クレジットカードによる支払い分は、購入時にサインをした時点で支払

		いが完了したとみなし、政務活動費を支出できることとすべき。 ・クレジットカードによる支払い分は、現行どおり、口座からの支出が完了した時点で政務活動費を支出すべき。 ・電子マネー及びプリペイドカードでの支払いは、カード代を請求するわけではなく、そこから使った分のみを領収書を添付のうえ支出するものであるため、現行どおり政務活動費の対象としてよい。 <協議の結果> 口座引き落とし及びクレジットカードによる支払いは、現行どおり、口座からお金を支出した時点を支払日として取り扱い、政務活動費を請求できることに決定し、電子マネー、プリペイドカードによる支払いも現行どおり認めることに決定した。 3 その他 委員より、協議項目に「要請・陳情活動費における要請陳情相手先に国会・県会議員などの個人を加えること」を追加することが提案され、次回以降の委員会において委員に諮ることを確認した。
--	--	---